

ペレットストーブと可燃物に不燃材料で仕上げをした部分及び防熱板との離隔距離

石油燃焼機器及びガス機器は、平成12年5月24日建設省告示第1359号に定める構造方法等で可燃物に不燃材料で仕上げ、防熱板で被覆することによって火災予防条例に定める離隔距離を短縮して設置することができますが、ペレットストーブの設置に当たっては、同様の不燃材料により仕上げ、防熱板で被覆したとしても火災予防条例上、離隔距離を短縮して設置することはできません。短縮設置を行った場合は、火災予防条例違反となります。

参考資料

平成12年5月24日建設省告示第1359号
防火構造の構造方法を定める件

最終改正 平成16年9月29日国土交通省告示第1173号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。

第1 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第108条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次のいずれかに該当するもの（ハ(3)() (ロ)及び() (ニ)に掲げる構造方法を組み合わせた場合にあっては、土塗壁と間柱及び桁との取合いの部分、当該取合いの部分にちりじゃくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

イ 準耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。

(1) 屋内側にあつては、厚さ9.5mm以上のせっこうボードを張るか、又は厚さ75mm以上のグラスウール若しくはロックウールを充填した上に厚さ4mm以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは木材を張ったもの

(2) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの

() 鉄工モルタル塗で塗厚さが15mm以上のもの

() 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ10mm以上モルタル又はしっくい塗ったもの

() 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

() モルタル塗の上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が25mm以上のもの

(v) セメント板張又は瓦張りの上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計が25mm以上のもの

() 厚さが12mm以上のせっこうボード張の上に亜鉛鉄板を張ったもの

() 厚さが 25 mm以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板を張ったもの

八 間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次のいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。

(1) 土蔵造

(2) 土塗真壁造で、塗厚さが 40 mm以上のもの（裏返塗りをしないものにあつては、間柱の屋外側の部分と土壁とのちりが 15 mm以下であるもの又は間柱の屋外側の部分に厚さが 15 mm以上の木材を張ったものに限る。）

(3) 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。

() 屋内側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(イ) 口(1)に定めるもの

(ロ) 土塗壁で塗厚さが 30 mm以上のもの

() 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(イ) 鉄鋼モルタル塗又は木ずりしっくい塗りで塗厚さが 20 mm以上のもの

(ロ) 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ 15 mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

(ハ) 土塗壁で塗厚さが 20 mm以上のもの（下見板を張ったものを含む。）

(ニ) 厚さが 12 mm以上の下見板（屋内側が() (ロ)に該当する場合に限る。）

(ホ) 口(2) ()から ()までのいずれかに該当するもの

二 令第 108 条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁の外壁の構造方法にあつては、次のいずれかに該当するものとする。

イ 準耐火構造とすること。

ロ 前号ロ又は八のいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。

第 2 令第 108 条第二号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあつては、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 準耐火構造とすること。

二 土蔵造（前号に掲げる構造を除く。）

三 第 1 第一号八(3) () (二)に掲げる構造を除く。）に定める防火被覆が設けられた構造（前 2 号に掲げる構造を除く。）とすること。

附 則

昭和 34 年建設省告示第 2545 号は、廃止する。

附 則（平成 16 年国土交通省告示第 1173 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿スレート又は石綿パーライト板を用いる外壁又は軒裏で、この告示による改正前の平成 12 年建設省告示第 1359 号の規定に適合するものは、改正後の平成 12 年建設省告示第 1359 号の規定に適合するものとみなす。